

足立区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の規定に係る区長が別に定める事項

(必要と認める図書)

第1 足立区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(平成21年足立区規則第66号。以下「細則」という。)第4条第1項の区長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。ただし、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「法」という。)第5条第1項から第7項までの規定による長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画(以下「長期優良住宅建築等計画等」という。)の認定の申請及び法第8条の規定による認定を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更の申請に併せて、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「品確法」という。)第6条の2第3項又は第4項の書類を提出した場合は、第1号から第3号までに掲げるものの提出は不要とする。

- (1) 品確法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定(登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。)を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあっては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書(登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。以下同じ。)の写し
- (2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあっては、登録住宅型式性能認定等機関が交付した型式住宅部分等製造者認証書の写し
- (3) 長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査に当たり、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準に定める件(平成21年国土交通省告示第209号)第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあっては、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書(この場合において、品確法第59条第1項に規定する登録試験機関が行う特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定(登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験等」という。)を受けたときは、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等の結果の証明書をもってこれに代えることができる。)
- (4) 既存住宅の増築若しくは改築の場合、又は当該住宅について建築行為を行わない場合における認定申請にあって、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号。以下「規則」

という。) 第2条に定める設計内容説明書【増築・改築用】(別記第1号様式)及び設計内容説明書【既存用】(別記第2号様式)については、次に掲げる建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に定める建築士(以下「建築士」という。)が作成して、氏名を記載し、かつ、当該長期優良住宅建築等計画等の建築物が建築基準法(昭和25年法律第201号)に適合していることを次に掲げる建築士が確認して、その旨を記載し、氏名を記載したもの

ア 当該長期優良住宅建築等計画等に、建築士法第3条第1項各号に掲げる建築物が含まれる場合においては、同法第2条第2項に規定する一級建築士(以下「一級建築士」という。)

イ 当該長期優良住宅建築等計画等に、建築士法第3条第1項各号に掲げる建築物以外で同法第3条の2第1項各号に掲げる建築物が含まれる場合においては、一級建築士又は同法第2条第3項に規定する二級建築士(以下「二級建築士」という。)

ウ ア又はイ以外の場合においては、一級建築士、二級建築士又は建築士法第2条第4項に規定する木造建築士

(5) 既存住宅の増築若しくは改築の場合、又は当該住宅について建築行為を行わない場合における認定申請にあつて、規則第2条に定める状況調査書については、前号イからハまでに掲げる建築士のうち建築物の劣化事象等の状況の調査に係る能力を有する者が作成し、氏名を記載したもの

(6) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第9項に規定する地区計画等(以下「地区計画等」という。)、景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項に規定する景観計画(以下「景観計画」という。)、足立区集合住宅の建築及び管理に関する条例(平成30年足立区条例第15号(以下「集合住宅条例」という。))に依じて、それに適合することを示す書類を有する場合は、その写し

(不要と認める図書)

第2 細則第4条第2項の区長が不要と認める図書は、次の各号に掲げる事項を明示することを要しないものとする。ことにより、規則第2条第1項に掲げる各図書における明示すべき事項のすべてについて明示することを要しない図書とする。

(1) 前条第1号の住宅型式性能認定書の写しを添えた認定申請にあつては、規則第2条第1項の明示すべき事項のうち、住宅型式性能認定書において、住宅性能評価(登録住宅型式性能認定等機関が交付した住宅型式性能認定書と同等の確認書においては、長期優良住宅建築等計画の認定)の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

(2) 前条第2号の型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えた認定申請にあつては、規則第2条第1項の明示すべき事項のうち、型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要

しない事項として指定されたもの

(良好な景観の形成その他の地域における良好な居住環境の維持及び向上に配慮されたものであることについての基準)

第3 細則第5条の区長が別に定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 認定申請等に係る住宅の敷地の所在地において地区計画等が定められている場合には、当該地区計画等(ただし、当該地区計画等に都市計画法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第32条第2項第1号に規定する特定建築物地区整備計画、同項第2号に規定する防災街区整備地区整備計画、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)第31条第2項第1号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画、幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和55年法律第34号)第9条第2項第1号に規定する沿道地区整備計画又は集落地域整備法(昭和62年法律第63号)第5条第3項に規定する集落地区整備計画が定められている区域における建築物に関する事項)に適合していること。
- (2) 景観計画の区域内において、申請建築物が当該景観計画中の建築物に関する事項に適合していること。
- (3) 認定申請対象住宅が次の区域外であること。ただし、区域内であっても、都市計画法第12条第1項第4号の規定による市街地再開発事業の施行区域内の施設建築物である住宅、都市計画法第12条第1項第1号の規定による区画整理事業の施行区域内の除却が不要な住宅及び住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第6条に規定する基本計画に適合する住宅のように、長期にわたる立地が想定されることが許可等により判明している場合はこの限りでない。
 - ア 都市計画法第4条第4項に規定する促進区域
 - イ 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域
 - ウ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域
 - エ 都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業予定区域
 - オ 住宅地区改良法第8条第1項の告示があった日後における同法第2条第3項に規定する改良地区
- (4) 申請建築物が集合住宅条例の適用を受ける場合には、当該条例に適合していること。

付則(4足都審発第1323号 令和4年9月30日 都市建設部長決定)
これらの事項は、令和4年10月1日から施行する。